

米国産生食用ジャガイモの全面輸入解禁の手続きは中止し、

日本の農業を守ることを求める意見書

米国産の生食用のジャガイモの輸入解禁については2020年に米国政府から要請されたものである。農水省は、米国産生食用ジャガイモの輸入解禁に向けた検討手続で、国内に侵入する可能性のある病害虫の洗い出しを行うリスク評価の結果、米国側との検疫措置の協議が必要な病害虫として21種を特定したと明らかにした。2026年夏に農水省は説明会を開き、手続を進めているが、生産者、消費者から強い反対、懸念の声があがっている。最大の懸念は、「ジャガイモシストセンチュウ」という害虫である。この線虫は「シスト」と呼ばれる殻の中で卵を守り、寒さにも乾燥にも強く、卵は10年以上も生き延びる。一度圃場に侵入すれば、完全な駆除はほぼ不可能で、ジャガイモの根に寄生して収穫量を落とすだけでなく、種イモの生産そのものができなくなる可能性がある。シストセンチュウは高温の油で揚げると死滅するため、現在は米国産ジャガイモをポテトチップスなどの加工用に限り、条件付きで輸入を認めている。しかし米国産の生食用ジャガイモがスーパーで販売されるようになれば、国内未発生 of 病害虫が土壌に侵入し、産地が壊滅的な打撃を受けるおそれがある。2015年にシロシストセンチュウが発生した北海道網走市においては、現在も産地への影響が続いている。

北海道農業協同組合中央会の会長は8月18日に、米国産生食用ジャガイモの輸入解禁の協議をめぐり「断じて認めるわけにはいけない」と発言されている。国は、日本の農業を守る立場で、生産者、消費者の強い懸念の声に応え、全面輸入解禁の手続を中止すべきである。

よって、町田市議会は、国に対して下記を求めるものである。

記

1 米国産生食用ジャガイモの輸入解禁に向けた手続を中止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。